

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画の趣旨

(※これまでの経過、子ども・子育て支援新制度の動向等を踏まえて、本計画を策定する趣旨について記述します。)

### 2 計画の位置づけ

- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」等

### 3 計画期間

令和2年(2020年)4月から令和7年(2025年)3月まで

～H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
堺市子ども青少年育成計画	第一期堺市子ども・子育て支援事業計画					第二期堺市子ども・子育て支援事業計画				

### 4 計画の対象

出産前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの概ね18歳までの子ども・青少年とその家庭。

(※施策内容によって、対象年齢に幅を持たせて柔軟に施策展開します。)

## 第2章 堺市の子ども青少年を取り巻く状況と課題

次回会議

(※人口動態、家庭・就労状況、子育て支援サービスの利用状況・利用意向等について記述します。)

## 第3章 計画の基本的な考え方

次回会議

- 1 基本理念(めざすべき姿)
- 2 基本的視点

## 第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策

### 1 教育・保育

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の提供区域を定め、当該区域ごとの「量の見込み」と「供給体制の確保方策」を定めます。

次回会議

### 2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条第1～13号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」について、「量の見込み」と「供給体制の確保方策」を定めます。堺市では「利用者支援事業」等の18事業が対象となります。

今回 資料1-2

## 第5章 子育て支援施策の推進

堺市では「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」とあわせて、子ども・子育て施策の施策領域ごとの推進事業を計画に掲げ、妊娠・出産から子育て・青少年期に至る切れ目のない取組を進め、各事業の進捗管理を行います。

	施策領域
1	安心して産み育て、子どもが健やかに育つための支援
2	地域における子育て支援
3	多様な保育サービスの充実
4	個性を伸ばす幼児期からの教育の推進
5	子育てと仕事や社会参加との両立の支援と生活環境の整備
6	障害児への支援
7	子ども青少年の社会的養護等
8	子ども青少年の心身の健やかな成長を支える教育環境の整備
9	子ども青少年の社会参画への芽生えのための支援
10	子ども青少年の安全の確保
11	ひとり親家庭への自立支援
12	子ども青少年への育成支援
13	子どもの貧困対策の推進

今回 資料2

## 第6章 計画の推進体制

### 1 関係部局間の連携による事業推進

多岐にわたる行政分野が関連するため、関係部局で構成される「堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会」を中心として、子ども・子育て支援に係る施策の関係部局間の連携を図り、総合的かつ円滑に事業を推進します。

### 2 「堺市子ども・子育て会議」による進捗管理

「堺市子ども・子育て会議」において、毎年度、計画の進捗管理を行い、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて計画の見直しを行います。